

第4章

南海トラフ地震防災 対策推進計画

第1節 総則

1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

村の区域に係る地震防災に関し、村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、北山村地域防災計画「第1編総則第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

1. 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

村は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

また、村は県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

村は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、北山村地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検整備、配備等の計画を作成するものとする。

2. 他機関に対する応援要請

村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得る必要があるときは、締結している応援協定に従い応援を要請するものとする。

3. 帰宅困難者への対応

(1) 村は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

(2) 村は、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 震災発生時等における、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 避難勧告・避難指示の発令基準

- (1) 村長は、震災が発生し、又は発生するおそれがあり、村民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の勧告をする。
また、村長は避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 警察官は、震災が発生した場合において、当該災害の発生により村長が、避難のための立退きの勧告及び指示ができなくなったとき又は村長より要求があったときは、村民に対しての避難指示をすることとする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を村長に報告する。また、報告を受けた村長はその旨を速やかに知事に報告するものとする。

2. 避難対策等

- (1) 村は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定するものとする。
また、村は地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - ① 地域の範囲
 - ② 想定される危険の範囲
 - ③ 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - ④ 避難場所に至る経路
 - ⑤ 避難の勧告又は指示の伝達方法
 - ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- (2) 村は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする
- (3) 村は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- (4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (5) 村は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。
 - ① 村は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - ② 村長より避難の勧告又は指示が行われたときは、避難行動要支援者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住

民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、村は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

- ③ 地震が発生した場合、村は避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(6) 避難所における救護上の留意事項

- ① 村が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 福祉避難所等収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- ② 村は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置

(7) 村は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施するものとする。

3. 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、北山村地域防災計画基本計画編「第2編第2章第16節 給水計画」「第2編 第2章 第32節 ライフライン関係 災害応急対策計」によるものとする。

4. 村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する庁舎、診療所、社会福祉施設、保育所、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

- ① 各施設に共通する事項
 - ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ウ 出火防止措置
 - エ 水、食料等の備蓄
 - オ 消防用設備の点検、整備
 - カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- ② 個別事項
 - ア 庁舎については、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置をとる。
 - イ 診療所にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

エ 保育所・学校等にあつては、

(ア) 避難の安全に関する措置

(イ) 当該保育所・学校等に保護を必要とする園児・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 村は、4の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を村管理施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校等の管理者は(1)の①又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、村が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

村は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、関係者等に工事を中断させるものとする。

5. 迅速な救助

(1) 消防機関等との連携による被災者の救助・救急活動の実施体制

村は、救助・救急体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

村は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

村は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

村は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

村は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の情報・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制を整備するものとする。

① 情報の収集・伝達における村・関係機関の役割

② 国・県・関係機関との連絡体制図

2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害本部等の設置等

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制を整備するものとする。

- ① 情報の収集・伝達における村、関係機関の役割
- ② 国・県・関係機関との連絡体制図
- ③ 災害対策本部の設置運営方法その他の事項

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報などについて、地域住民等に周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおりとする。

- ① 情報の収集・伝達における村、関係機関の役割
- ② 国・県・関係機関との連絡体制図
- ③ 地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒等)が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。

(4) 災害対応策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、または、プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難対策等

① 地域住民等の避難行動

村は、国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期すよう努める旨を周知する。

② 避難所の運営

村における、避難所の運営・管理については、北山村防災計画「第2編 基本計画編第8節 避難計画 4 避難所の運営」によるものとする。

(6) 警備対策

和歌山県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 不法事案等の予防及び取締り
- ③ 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導。

(7) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減、また供給する体制を確保するものとする。

(8) 金融

指定金融機関みくまの農業協同組合北山支所が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の事前準備措置をとるものとする。

(9) 交通

村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(10) 村が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する、道路、河川、庁舎、診療所、社会福祉施設、保育所、学校等の管理の措置及び体制は概ね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水・食料の備蓄

(カ) 消防用設備の点検

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における、緊急点検、巡視

上記のア～クにおける実施体制(クにおいては実施必要箇所を含む)を整備しておく。

イ 個別事項

(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ) 河川については、立入禁止等の措置

(ウ) 庁舎については、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置。

(エ) 診療所においては、患者等の保護等の方法について、施設の耐震性を十分に考慮した措置

(オ) 保育所、小・中学校等にあつては、園児生徒等に対する保護の措置

(カ) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、①のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬型発電機による非常電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等設置に必要な資機材及び緊急車両等の確保

③ 工事中の建築物等に対する措置

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事関係者に工事を中断させるものとする。

(1) 1) 滞留旅客等に対する措置

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な措置をとるものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後は、内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報などについて地域住民等に周知するものとする。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50Km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(3) 村のとるべき措置

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認する等、防災対応を呼びかけるものとする。

村は、施設・設備等の点検等、日頃の地震への備えを再確認するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

2. 避難場所の整備

3. 避難経路の整備

4. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

5. 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

6. 通信施設の整備

(1) 村防災行政無線

(2) その他の防災機関等の無線

第6節 村及び防災関係機関の防災訓練計画

1. 村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
2. 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
3. 村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
4. 村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者に対する避難誘導訓練
 - (3) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1. 村職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の例は次のとおり。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育

村は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施する。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、以下の項目等の実践的な教育を行う。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3. 相談窓口の設置

村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。